



広報

No.460

2013.12

ゆしゆ

10月31日

**陸上自衛隊 第2音楽隊
巡回演奏会 利尻町開催!**



平成25年度 利尻町表彰式

平成25年度利尻町表彰式は、11月3日利尻町役場大会議室で開催され、町議会並びに関係者が出席して執り行なわれました。

本年度の受賞者は、前町長の田島順逸氏のみでしたが、保野洋一町長から4期16年の永きにわたる町長としてのご功績等の紹介とご功労を称えるお祝いの言葉のあと、藤井信幸議長の乾杯のご発声でなごやかな懇談の一時を過ごされました。



利尻町杓形字緑町
田島順逸氏

功労表彰者

利尻町長として4期16年の永きにわたり町政を運営し、町の振興発展に寄与され、その間数々の公職に就き、利尻町のみならず全道全国の離島振興に尽力した功績は誠に顕著であります。さらには、ふるさと応援寄附金として200万円の寄付をされました。

田島氏略歴

- ・昭和37年5月 利尻町に奉職
- ・昭和53年10月 水産課長
- ・平成2年4月 民生課長
- ・平成5年6月 助役就任
- ・平成9年5月 利尻町長就任
- ・平成25年5月 任期満了により退任

主な公職

- ・宗谷町村会会長
- ・北海道町村会副会長
- ・北海道離島振興協議会会長
- ・全国離島振興協議会理事
- ・北海道社会福祉施設運営財団理事
- ・北海道市町村総合事務組合議会議員
- ・北海道防災会議委員
- ・北海道国民保護協議会委員
- ・北海道漁業信用基金協会理事
- ・北海道水産業・漁村振興審議委員会委員
- ・北海道市町村職員共済組合議会議員
- ・北海道栽培漁業基金運営委員会委員
- ・道北圏ヘリコプター運行調整研究会委員
- ・北海道航空医療ネットワーク研究会委員
- ・（利尻島国民健康保険病院組合長）
- ・（利尻礼文消防事務組合管理者）

議 会 報 告

平成25年 第3回町議会定例会

第3回町議会定例会は9月10日に招集され、3日間の審議を終え、補正予算や規約変更など、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

【補正予算】

◆平成25年度利尻町一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ3638万6千円を追加し、予算総額を32億9839万5千円としました。歳出の主なものは次のとおりです。

○高齢者生活福祉センター希望運営管理事業（備品購入）
38万5千円

○船揚場整備事業

（神居船揚場物揚場改良工事）
450万円

（新湊船揚場斜路改良工事）
350万円

○道路新設改良事業

（御崎地区防雪柵設置工事）
2580万円

○生涯学習推進事業

（生涯学習講演会委託料）
104万円

意見書を提出

本定例会において、意見書を提出し、原案の通り可決しました。
意見書は、内閣総理大臣他、関係行政省庁に提出いたしました。

道州制導入に

断固反対する意見書

全国町村議会議長会において、道州制導入を反対する緊急声明を行い、反対要請をしてきたが、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられる。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。よって利尻町議会は、道州制導入に断固反対する。

※意見書内容は一部抜粋

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、総務大臣

碎石事業会計決算認定される

◆7月26日に、平成24年度利尻町公営企業会計（碎石事業会計）決算審査が行われ、第3回町議会定例会に監査委員からの意見書を添付し審議され、原案のとおり認定されました。
決算の内容は次のとおりです。

平成24年度 利尻町公営企業会計決算審査報告 (利尻町碎石事業会計)

◎収益的収入及び支出

(単位：円)

【収入】	区 分	予 算 額	決 算 額	増 減
	事 業 収 益	284,954,000	254,810,916	△30,143,084
	営 業 収 益	204,612,000	157,259,853	△ 47,352,147
	営 業 外 収 益	37,607,000	40,893,063	3,286,063
	繰 越 製 品	42,735,000	56,658,000	13,923,000

(単位：円)

【支出】	区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額
	事 業 費	284,954,000	249,005,364	△35,948,636
	営 業 費 用	283,321,800	248,373,164	△34,948,636
	営 業 外 費 用	632,200	632,200	0
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

平成24年度 各会計歳入歳出決算を認定

平成24年度の各会計歳入歳出決算の認定は、第3回町議会定例会において各会計決算審査特別委員会（委員長：江戸克廣）が設置され、これに付託、審査されました。

同委員会の審査は、9月10日から12日までの3日間にわたり、一般会計を含む全10会計の決算について慎重に審議され、9月12日本会議において認定されました。

◎決算の内訳

区 分	収 入 額	支 出 額	差 引 額
一 般 会 計	33億363万6,518円	32億2,262万6,327円	8,101万 191円
国保事業特別会計	3億7,344万5,268円	3億5,771万9,592円	1,572万5,676円
簡易水道特別会計	4億5,421万3,273円	4億5,116万9,759円	304万3,514円
宿泊施設特別会計	1億9,216万6,558円	1億8,985万9,691円	230万6,867円
下水道事業特別会計	1億6,753万4,339円	1億6,484万8,621円	268万5,718円
漁業集落排水施設事業特別会計	4,997万4,821円	4,703万9,469円	293万5,352円
介護保険特別会計	2億4,992万2,307円	2億4,048万5,227円	943万7,080円
特別養護老人ホーム特別会計	1億9,891万3,379円	1億9,836万2,064円	55万1,315円
後期高齢者医療特別会計	4,510万3,201円	4,315万2,853円	195万 348円
し尿前処理事業特別会計	1,778万1,081円	1,778万1,081円	0円
合 計	50億5,269万 745円	49億3,304万4,684円	1億1,964万6,061円

平成24年度 決算に基づく健全化判断比率 及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化と財政の再生、また公営企業の経営の健全化を図るための行政上の措置を講ずることによって、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。法の規定により平成24年度決算に基づく利尻町の健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり報告がありました。

1. 健全化判断比率

	健 全 化 判 断 比 率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	18.6	25.0	35.0
将来負担比率	94.1	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率はゼロ又はマイナスは「—」表示となります。

※健全化判断比率のうち、ひとつでも早期健全化基準以上となった場合、財政健全化計画を策定し財政の健全化を図ることとなりますが、平成24年度決算では全ての比率が基準を下回っています。

2. 公営企業の資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
碎石事業会計	—	20.0
漁業集落排水施設事業特別会計	—	20.0
簡易水道特別会計	—	20.0
宿泊施設特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金不足額がないかマイナスの場合「—」表示となります。資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は、経営健全化計画を定め、経営の健全化を図ることとなりますが平成24年度決算に基づく資金不足比率は、全公営企業会計で資金不足額がないため、比率の算定はありませんでした。



仙法志小学校大規模改造・耐震改修工事を視察

去る11月9日、平成25年度に施行されている町内各所の工事等進捗状況把握のため、議員による町内視察が実施されました。担当課長より説明を受け、防雪柵工事や杓形港整備事業・仙法志漁港整備事業・公営住宅屋根葺替工事など31カ所を視察しました。視察終了後、問題点等についての意見交換・検討協議を行いました。

**町議会議員
町内視察**

一般質問



Q 地域経済の活性化に財政資源を投入し、夢を持って郷土の発展に努めたいと言っていますが具体的な考えをお伺い致します。

A 町の活性化を推進するには過疎化の防止が重要で、庁舎内に特別な組織を立ち上げ、本町の総合振興計画の見直し等と併せ具体的な方向性を示していきたい。

松村議員 町長は所信表明で過疎化に歯止めをかけ、明るい元気を町づくりに向け、基本項目に7つの抱負を掲げましたが、その中で行財政運営については、地域経済の活性化に財政資源を投入し、地道でも夢を持って郷土の発展に取り組みたいと言っていますが、具体的な考えをお伺い致します。

保野町長 私は町長選に立候補にするにあたり、町の活性化を推進するために、町民の減少に歯止めをかける、すなわち過疎化の防止が何よりも重要と言いました。この過疎

化の防止を実現するために7つの政策を進めると申し上げ、それは町長就任の際の所信表明でも申し上げているところでもあります。その中で財政に触れた部分は最後の7つ目の項目で、ここで健全財政の堅持に努め地道でも夢を持って着実な郷土発展のために取り組みと申し上げました。これは財政力が脆弱な本町であるがゆえに、健全財政を堅持して行政サービスを進めなくてはならないという町なので事業は厳選していかなくはなりません。しかし夢を持ちながら町づくりを務めたということを7つ目の項目

で言っております。ここでいう夢とは立候補する時に1つ目から6つ目に掲げた抱負をクリアする事であります。この6項目が改善されれば、きつと人口減少に歯止めをかけることができると思っております。

この具体的な過疎化の防止策を進めるために、庁舎内に特別な組織を立ち上げることと致しました。そのメンバーや組織の中身は、現在、副町長が素案を策定中であります。今年度は本町の第5次総合振興計画の折り返しの年でもあり、後半5年間の計画を見直し・整理するのに併せて、現在策定中の組織の中で、私達が6つ掲げた公約といわれる抱負をクリアするために、具体的な方向性として示していきたいと思っております。

※町長の所信表明については、広報りしり7月号に掲載しております。

2問目

Q 冬の道道及び町道の排雪を港湾に捨てないで別な場所に捨てる考えはないか？

A 漁協の了解を得ているので、今年度も昨年度と同様の排雪方法で、行いたいと考えている。

松村議員 道道及び町道の排雪を港湾に捨てないで、別な場所に捨てるべきと考えますが、町長の見解をお伺い致します。

に堆積して、ロータリー車で川の方に雪を飛ばしている現状です。

このことは、利尻漁協杵形・仙法志両支所とも協議を致しまして、了解を得ながら進めてきたもので、今年度の冬の排雪処理についても、非公式ではございますが、両支所の支所長には了解を得ているところでございます。なお、昨年11月には町内回覧で町民の皆様に対し個人的に雪を捨てる場所として、杵形地区は杵形港フェリーターミナル前の岸壁、仙法志地区は仙法志の裏側付近に雪を運び、ロータリー車で雪を飛ばすという形で処理しております。また、仙法志地区においても、仙法志漁港の漁船上架施設の横としておりましたが、ナマコ漁等のために、ここ数年捨てる事は控えており、仙法志除雪センター付近のセパウン川横

保野町長 結論から申し上げますと、今年度も昨年度と同様の排雪方法で行いたいと考えております。

杵形地区は基本的には杵形港フェリーターミナル前の岸壁に捨てておりますが、ナマコ漁の場合には、漁協杵形支所と連絡を取り、杵形小学校の裏側付近に雪を運び、ロータリー車で雪を飛ばすという形で処理しております。また、仙法志地区においても、仙法志漁港の漁船上架施設の横としておりませんが、ナマコ漁等のために、ここ数年捨てる事は控えており、仙法志除雪センター付近のセパウン川横

3問目

Q

仙法志地区に町営の公衆浴場を造る考えはないのか？

A

財政事情を踏まえると公衆浴場の開設は厳しく、現存のふれあい保養センターの利用しやすい体制や環境づくりを考えていきたい。

松村議員 仙法志地区に町営の公衆浴場を開設する考えはないか、町長にお伺い致します。

保野町長 現在、仙法志地区

在住の皆様のおふれあい保養センターの利用状況は、多い日で15人前後、少ない日では4〜5人と聞いております。時代と共に自宅に浴室のある家庭が多くなってきていることや、公衆浴場の規模にもよりますが、公衆浴場を運営するには1日に50人〜60人の利用者がいなければ、経営が難しいと言われている事など考えると、現実的には大変厳しいと考えます。また、本町の財政事情を踏まえると、町が直営で公衆浴場を開設することは、一層厳しい時代だと考えます。



ふれあい保養センター

解決策としては、現存のふれあい保養センターを仙法志地区の皆様が利用しやすい体制や環境にすることが、先ず最初に考えなくてはいけない事だと思えます。そのようなことから、ご質問の仙法志地区に町が直営の公衆浴場を開設するという事は現状では大変難しいと考えております。

Q

冬期間、高齢者宅の雪投げを、町として何らかの対策を考えているのか？

A

町内に有償で対応してくれる人材バング的な組織を立ち上げ、冬期間の雪投げ等も含め、高齢者対策を進めていきたい。

谷議員 数年前から冬期の積雪量が多く、高齢者の方々は自宅の雪投げが一番大変で困っているとの声が多く聞こえてくる現状です。今後、町として何らかの対策を考えているのか、町長にお伺い致します。

保野町長 冬期間の高齢者・

独居世帯の雪投げの問題は行政としての課題であり、以前は北海道に高齢者支援の補助制度があり本町も適用してもらい対象者のいる自治会に賃金を支給し、自治会に雪投げを委託した事もありましたが、現在そのような制度もなくなった事や、当時、雪投げをしてくれた方が高齢になり、雪投げ自体が難しくなってきたり、雪投げの事も現実です。昨年の冬に保健福祉課が冬

期間の雪投げを気にかけてやらなければいけない世帯をリストアップすると26世帯あり、臨時的な除雪であれば、今までも町内の中高生・各職場の青年部や消防団員等の応援を頂き対応してきましたが、日常の対応となると大変難しい事だと思っております。このことから無償ボランティアということではなく、町内に人材バンク的な組織を立ち上げ、雪投げ等も含め、有償で対応してくれる組織づくりも考えなくてはいけない時代になったと考えます。そのような組織が発足し、費用的に足りないものがあれば行政支援も考えなくてはいけないと思っております。町内の組織づくりに動いていきたいと考えております。

また、独居老人で共同生活

施設への入居を希望する方が多いのであれば、現存の共同生活施設の増設も併せて考えて行きたい。その結果、独居老人が減少し、共同施設の中で生活する方が増えれば、効率よく雪投げ等を含め冬期の高齢者対策ができるのではと考えています。これについては内部でもう一度協議をしていきたいと考えておりますので、少し時間を頂きたいと思

町政の主人公は町民の皆さんです！

議会を傍聴しましょう

定例町議会は年4回(3・6・9・12月)に開かれます。

2問目

Q

若者の定住を考え、企業誘致を見直して、
通年雇用の場を確保する考えはないのか？

A

機会があれば、誘致する企業の分野を限定せず、企業誘致に積極的に努めていきたい。

谷議員 若者の定住を考える時、やはり通年雇用の場がなければならぬと思うと同時に、今一度、企業誘致を見直し、雇用の場を確保する必要がありますと考えますが、町長の考えをお伺い致します。

保野町長 本町への企業誘致は、これまでも歴代の町長も色々な機会に可能性があれば積極的に交渉に当たってこられたと思うしておりますし、私も本町の過疎化の防止のためにも、本町に来て頂ける企業があれば誘致に努めたいと思っております。

これまで、北の離島という地域的なハンデが本町の企業誘致活動にマイナスになっているのではという発想が大きいく、そのような環境を考えると、来て頂ける企業が限られるのではと思っております。

が、今の時代、情報通信技術の発達もあり、企業の分野を考えると、必ずしも大きな建物を構え大都会でなければいけないという事でもないと思えますし、そういう意味では、誘致する企業の分野を限定しないで、企業誘致に取り組んでいけると思います。

出来るものであれば、過去に島内一の目抜き通りと言われた漁協杵形支所から米田商店前までのとおりを異業種でも町外の人でもいいので、島で商売をやりたいという方がいれば、町内も活性化するのはという個人的な思いもありまして、色々な方法で町内が活性化するように、企業誘致も含めて、積極的に努めたいと思います。



Q

利尻島し尿前処理施設の両町の負担割合はどのようになっていくのか？

A

平成24・25年度実績で見ると利用割合の均衡はとれてきている現状です。

惣万議員 平成24年4月から利尻島し尿前処理施設が稼働し管理運営され今日に至っておりますが、現在、両町の利用割合はどのようになっていくのか町長にお伺い致します。

保野町長 平成24年度の利尻町と利尻富士町の利用割合は、両町を合わせた全体の収容量が1323・44㎡で、その内利尻町が476・46㎡で42・41%。利尻富士町が646・98㎡で57・59%となっております。供用開始する前に議会で負担割合について協議をした際に示した利用割合は、平成22年度の実績で示したが、その時の割合は利尻町が31・6%、利尻富士町が68・4%でしたので、供用開始をして24年度の利用割合を見ると、議会で協議した時から比較すると、両町の利用割合の開きは少し縮まってきております。

2問目

Q

ホッケ選別機を購入する場合、町で一部助成する考えはないか？

A

漁組でホッケ選別機の更新整備を検討しているとのことなので、国や道の補助が得られれば、残りの一部助成を検討したい。

惣万議員 現在、漁組で所有するホッケ選別機は型式が古く、思うように使用が出来ない状況にあります。今後、漁組では新しく選別機を設置しないとの事で、漁業者個人で購入しなければならず、選別機の価格は440万円ほどするそうです。個人で購入する場合、漁業者の負担も大きいことから、町で一部助成をお願い出来ないかとの話が出ていますが、町長の考えをお伺い致します。

ありましたが、折半というところで平成26年3月まで協定を締結しています。しかし、平成24年度及び25年度実績で見ると利用率の均衡がとれてきている現状で、今後も両町の運営費負担割合については、利用割合の実態を踏まえ、協定の見直しの際に、協議をしていきたいと考えております。

保野町長 現在、ホッケ選別機は漁協杵形支所に1台は使用不能ですが、全部で4台あると聞いています。全て北海道の補助を活用して導入した経緯があります。漁協としては、北海道の地域づくり総合交付金等の補助を活用して、採択されれば平成26年度で更新整備を検討しているとの事で、現在使用中の選別機が老朽化で使用不能になり漁組から正式に補助を得て更新をしたいという事であれば、町を

とおして申請し、国や道の補助を得られた場合、残りの一部助成については、漁組と町で考えたいと思っております。

3問目

Q

今年度の観光客の動向はどのようになっているのか？
滞在型観光を進める考えはあるのか？

A

昨年度の同時期と比べ微増となっている。滞在型観光については、今後の課題とし、関係業者・行政も含め協議をし、体制づくりをしていきたい。

惣万議員 昨年度、映画「北のカナリアたち」が全国公開され、観光客の増加が見込まれると予想され、期待していますが、観光客の動向はどのようになっているのか。また、今後、滞在型観光についての取り組みを進めるべきと考えますが、そのような考えはあるのか町長にお伺い致します。

保野町長 本年度4月から7月までの観光客入込数は前年度の同期と比較し、フェリー・飛行機・クルーズ船を合計し1.5%の増、人数にして14000人の増で9万3000人程の入込となっていますが、乗り物別で見ますと飛行機での入込が伸びています。

その中には航空運賃助成による島民の利用増もカウントされている事も考えられるので、純粹に観光客の伸び率は微増なのではと考えております。「北のカナリアたち」の波及効果も、もちろんあると思いますが、まだ8月9月と観光時期も残っており、詳細を分析していませんので、詳しい把握は出ていないのが現状です。

次に滞在型観光への取り組みですが、一般的な滞在型観光は一か所に連泊をして時間をかけ写真を撮ったり、景勝地を巡ったりする事が滞在型観光と言われ、そのような面では、本町には、まだ滞在型観光は定着していないと思

4問目

Q

滞在型観光のメニューとしては、少しずつですが、海藻クラフト体験やウニ採り体験・昆布づくり体験、自然ガイドによる散策・トレッキング等、体験型メニューで、これから滞在型観光に繋がっていく下地はあると思っております。

滞ります。ただ、滞在型観光を目的のお客様に地元がどういう受け皿で応えるのかというのは、今後の大きな課題として、これから宿泊関係業者や観光関係業者の皆様方と行政も含めしっかりと協議をし、体制づくりしていきたい。

A

海岸線上の集落への防災対策はどのように進んでいるのか？また、港湾・漁港はどの程度の津波に対して防災は可能か？

津波浸水予測図を基に新たな避難ルート・避難場所の設定をしていきたい。港湾・漁港の津波に対する防災はM8.1程度耐えられるが、再度開発建設部と協議していきたい。

惣万議員 海岸線上に集落が点在する当町では、津波災害を未然に防ぐことは極めて厳しい状況にあります。今後、海岸線上の集落への防災対策と港湾・漁港については、現状でどの程度津波に対して防災が可能であるのか町長にお伺い致します。

を、最大限の効果がでるよう町として整備検討を進めているところ。そのため、いかに早く避難するかが重要ですが、緊急地震速報や全国瞬時警報システムの導入を既にしており、災害情報をいち早く町民に伝達し、それぞれが、先ず高台に避難する事が重要だと考えます。自分の生命は自分で守る、公助から共助へ、そして自助へのシフトを町民の皆様と共に意識付け

保野町長 津波災害を未然に防ぐ事は大変難しく、より災害を少なくする為の減災対策

していかなくてはと思っております。東日本大震災以後、災害対策基本法の改正等が行われ、本町としても津波浸水予測図や津波ハザードマップの整備、津波避難計画の整備を住民主体に今年度中に暫定版として策定予定です。

また、今後は津波浸水予測図を基に、自助・共助の観点から町民の皆様の意見を第一優先にして新たな避難場所の設定や避難ルートの整備を進めなくてはと考えております。

また、港湾漁港の防災対策は杳形港に耐震岸壁が整備されましたが、強度はマグニチュード8.1程度を想定しており、万が一この程度の地震があれば、経験がない事なので、その辺も、開発建設部と港湾漁港の防災対策を再度協議したいと思っております。

このようなことから、現状としては防災教育の機会の提供や町民の皆様や学識経験者の意見も参考に、改正離島振興法も基本に据えて国道の財政支援も求めながらハードソフト事業も含めて減災対策に進んでいきたいと考えています。

道外市町村行政視察研修報告

視察地：岡山理科大学工学部

日程：平成25年10月21日～24日 3泊4日

利尻町議会議員の自費での道外市町村行政視察研修を、上記の日程で実施いたしました。
岡山理科大学工学部で、「好適環境水」を利用しての陸上養殖の活用状況」を視察いたしましたので報告します。

◎視察参加者

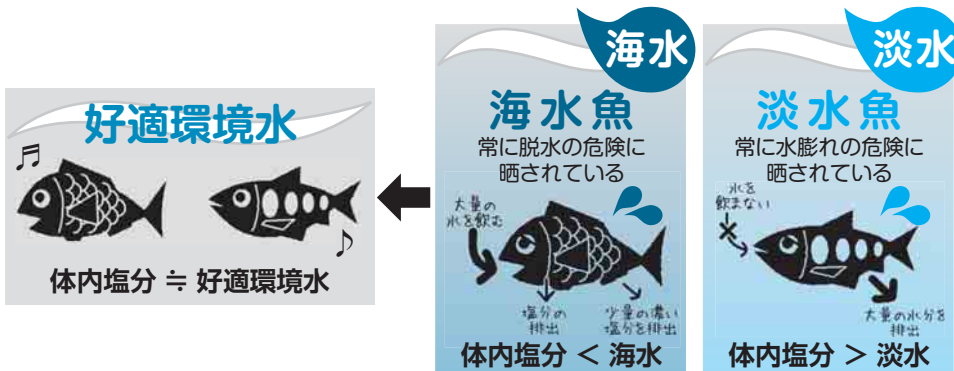
視察団長	松村 栄悦
副団長	菊池 順一
団員	吉田 浩二
同	遠藤 忠
同	惣方 優
同	江戸 克廣
同	藤井 信幸

◎随員

利尻町議会議事事務局
 事務局長 飯田 敏一
 主 事 木村 祐城
 産業振興課 主 査 宮田 秀彦

【岡山理科大学】

1. 「好適環境水」について
 「好適環境水」は岡山理科大学工学部の山本俊政准教授らが、海水の中から魚類に必要な成分をナトリウム、カリウム、カルシウム等に絞り込み、浸透圧の調整を可能にしたシンプルな人口飼育水の事



で、同じ水槽の中で淡水魚も海水魚と一緒に飼育する事ができる。

2. 「好適環境水」を使った

養殖業のメリット

メリットとしては、人工に管理された環境の中で育成するので、天候等に左右されないため安全安心で病気等も発生しにくい。また魚にとって必要な成分のみの水で飼育されているため、魚にとってストレスもなく、成長が早い。最大のメリットは場所を選ばない養殖である。この環境水があれば、山の中や屋内で飼育が可能である。

3. 現在までの養殖適合魚種

平成25年現在、「好適環境水」を使用して稚魚から成魚まで飼育が成功した魚種は、トラフグ・ヒラメ・シマアジ・ウナギ・クロマダコ・クエ・クルマエビである。またトラフグについては「おかやま理大フグ」として実際に市場に出荷され、味は「通常の養殖フグより甘みがある」



り、身もしつかりしている」と評価も上々で、冬の天然フグ並の1キロ4000円の高値がついた実績もある。

4. 視察所感

視察した岡山理科大学では、現在、魚類を中心に好適環境水を使った飼育を行っており、まだ、貝類、藻類、甲殻類等の飼育研究は実施していないのが現状であるが、自治体や他の研究機関と条件が整えば共同で研究していきたいとの考えもある。

また、メリットだけではなく、飼育の温度管理の難しさや、飼育に必要な環境水の温度調整及び、ろ過等に係る電気代が経費の1/3を占めるなど、経費面でまだまだ課題も多い。しかしながら、場所を選ばない・海水に依存しない養殖システムの確立は、環境問題や人口増加に伴う食料危機を救う可能性がある。また、本町の水産振興においても、繋がる可能性もあるので、今後、議会としてもこの研究を注視していきたいと思う。

除雪作業について

本年も、本格的な降雪の時期を迎え、利尻町と稚内建設管理部利尻出張所では、除雪体制を整え、冬期間の交通確保に万全を期してまいります。除雪作業を一層効率的に進めるため、次の事項について特に町民の皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

❄️ 除雪作業について

除雪車の出動時間は、各除雪センターより道道が午前5時、町道が午前6時に出勤いたします。大雪や吹雪により見通しがきかない場合、または、降雪がなく道路が車の走行に支障がない場合は除雪車は各センターにて待機しております。なお、夜間は、緊急時を除き除雪を行いません。

❄️ 路上駐車について

毎年、路上駐車が多く見受けられますが、除雪作業を困難にするばかりではなく車が雪に覆われておりますと、除雪車が知らずに破損させるおそれがあり、また、駐車により、その路線全部が除雪できない場合、命を守る緊急車両通行の妨げとなりますので、**路上駐車は絶対にしないようにしてください。**

故障及び吹雪等でやむなく駐車しなければならない時には、車幅などはしっかりと確認できるよう、立棒に赤布をつけるなどの措置をしてくださるとともに、この措置ができない場合は直ちに役場または稚内建設管理部利尻出張所へ連絡してください。なお、市街地の駐車は、防災上なるべく片側だけに駐停車するようにしてください。

また、特に、**通学路に指定されている歩道には、除雪の妨げとなりますので駐車をしないでください。**

❄️ 除雪作業に伴う破損及び障害物について

除雪作業中に除雪車が建造物に損害を与えた場合には、道路管理者（道道は稚内建設管理部利尻出張所、町道は利尻町役場建設課または仙法志支所）へ連絡してください。内容を調査して処理します。

なお、道路に駐車し、車の確認ができない状態にある場合は、車の所有者負担になる場合がありますので、路上駐車については、十分気をつけてください。また、ゴミ容器等を道路際に置いている場合も、風に飛ばされて路上に出てくる場合がありますので注意してください。

❄️ 道路上に雪を捨てないように！

道路へみだりに雪を捨てたり、除雪した雪を道路に押しだしますと交通に支障を及ぼし、また歩行者にも迷惑がかかりますので、このような行為はしないでください。

❄️ 屋根の雪おろしについて

道路側（歩道を含む）に屋根の雪が落ちるような家屋等については、『雪おろし』又は、『雪どめ』等の処置を講じ歩行者等に事故のないよう特に留意してください。

❄️ 消火栓、防火水槽等の附近に雪を捨てないように！

万一の火災に備え、絶対この付近には雪を捨てないように注意してください。

❄️ 排雪作業について

排雪路線において、積雪の状況を見ながら排雪作業を行ないますので、地区の皆様のご協力をお願いします。

なお、排雪作業等を実施する日は、事前に地区自治会長さん、またはIP告知端末を通じ周知いたしますので、自宅前の歩道等の雪出しにご協力してください。なお、緊急車等の通行確保のため、雪出しを排雪当日にするようお願いいたします。

雪の捨て場について

商店等個人的に雪を捨てる方については、下記のとおり捨て場を指定しましたので、ご協力くださるようお願いいたします。

沓形地区 …… 沓形港（フェリーターミナル前岸壁）

仙法志地区 …… 仙法志漁港（上架施設横）

稚内建設管理部から

除雪に関するご理解とご協力について

道道の除雪につきましては、北海道の財政が危機的状況にあることから、必要最小限の除排雪としております。

今年度におきましても、昨年同様の除排雪となりますので、皆様には、昨年同様のご理解とご協力をお願いいたします。

特に、次の事項につきまして、ご協力をお願いいたします。

◎自宅の出入口は各家庭で除雪をお願いいたします。

除雪作業の後には、各家庭の出入口に雪が残りますが、一軒一軒の間口除雪を行えませんので、各家庭で除雪をお願いします。

◎夜間や大雪、吹雪時の通行に注意をお願いします。

道道は、夜間、大雪などで著しい通行障害のある時以外は除雪いたしません。

また、日中でも大雪や吹雪で視界不良の時は、除雪しないことがありますので、通行については十分注意をお願いします。

◎歩道の通行に注意をお願いします。

車道の除雪に重点を置くため、歩道が除雪されていないことがあります。

このため、歩行者がやむなく車道を歩く場合は、車の通行に十分注意をお願いします。

また、車を運転する方は、歩行者に十分注意をお願いします。

◎悪天候により車が埋まった場合の連絡をお願いします。

道道で車が埋まった場合、稚内建設管理部が救出することは行っておりません。

なお、車を置いて避難する場合は、その後の除雪に支障が出る場合がありますので、鍵及び目印を付け、次にその旨をご連絡くださるようお願いいたします。

※除排雪作業に関するお問い合わせ、ご意見等は下記へお知らせください。

稚内建設管理部 利尻出張所 ☎84-2008

利尻町役場 建設課 ☎84-2345

利尻町役場 仙法志支所 ☎85-1011

平成25年度 国民年金特集

自分のため、家族のためだから、もっと知りたい年金のこと

”正しい手続きで”キチンと保険料を納めて”年金を受給しましょう

第1号被保険者の1ヵ月分の保険料は・定額保険料15,040円(付加保険料は400円)です

老齢基礎年金

—65歳になったとき—

年金額 **778,500円**

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間(免除、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間を含む)が25年以上ある人が65歳になったときから受けられる年金です。希望すれば65歳前から受けられますが、年金額が減額されるなど制限を受けます。

支給を受けるために必要な期間は…

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
(免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間を含む)
- ② 任意加入できる人が加入しなかった期間(カラ期間)
- ③ 昭和36年4月1日以後の厚生年金や共済組合などの加入期間

これらを合計して、原則25年以上の期間が必要です



～ ご存知ですか？国民年金の任意加入制度 ～

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)

障害基礎年金

—病気やケガで障害が残ったとき—

年金額

1級障害 **973,100円**

2級障害 **778,500円**

障害基礎年金は、「国民年金に加入している人」や「国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の人」が病気やケガで、政令で定められた1級・2級の障害の状態になったときに受けられる年金です。

※20歳前に障害者になった人は、20歳になってから国民年金に加入すると障害基礎年金が受けられます。(ただし、所得の制限があります)

※子がいる場合は、子の人数に応じて加算があります。

国民年金への加入が任意だったために加入せず障害を負い、障害基礎年金を受けられない人に平成17年4月から特別障害給付金が支給されます。くわしくはお問合せください。

もしも…保険料を納めるのが困難な場合「免除制度」等があります

経済的な理由等で保険料を納めるのが困難になった時は、申請すると保険料の「全額」または保険料の「4分の3」「半額」「4分の1」が所得審査等により免除される場合があります。

また、学生の場合は、前年の所得や通学している学校により、保険料が後払いできる「学生納付特例制度」が、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している30歳未満の第1号被保険者本人(及び配偶者)には、本人(及び配偶者)の所得が一定額以下の場合、保険料が後払いできる「若年者納付猶予制度」が申請できます。

保険料をきちんと納めていないと、老後の年金だけでなく、万一のときの障害・遺族年金も受けられない場合があります。事情があって納められない場合は、未納のままにせず、ご相談ください。

後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)のお知らせ

以前は、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでした。が、昨年10月から平成27年9月30日までに限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まりました。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができます。

ご利用の際は、以下の点にご注意ください。

- ①既に老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用いただけません。
- ②後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みが必要です。
- ③審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

後納制度に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

専業主婦の年金改正のお知らせ

国民年金の切り替えの届出(3号から1号へ)が2年以上遅れたことがある方は、お早めに手続きしてください

平成25年7月1日から専業主婦(※)の年金が改正され、会社員や公務員の夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることにより、年金を受け取れるようになる場合があります。

夫が会社を退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更届)をして保険料を納めなくてはなりません。この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

(※)妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。

専業主婦の年金改正に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせは、『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6731-2015へお問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

～年金に関する電話でのお問い合わせ先～

一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」0570-05-1165

月～金曜日：午前8:30～午後5:15

ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付

第2土曜日：午前9:30～午後4:00

※祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。



◇この記事に関する
お問い合わせ先

日本年金機構
稚内年金事務所
☎0162-32-1941

利尻町役場
保健福祉課町民係
☎84-2345

駐在所だより

1. 年末における犯罪及び交通事故の防止

～ 年末における犯罪のない地域づくり ～

安全で安心な年末を送り、希望に満ちた新年を迎えるため、次のことに気をつけて犯罪被害や交通事故に遭わないようにしましょう。

● 女性対象犯罪の被害防止

- ・ 夜間は、可能な限り、明るい道や人通りの多い道を通るようにしましょう。
- ・ 夜間に、イヤホンで音楽を聴いたりスマートフォンを操作したりしながら歩かないようにしましょう。

● 特殊詐欺の被害防止

- ・ 「電話番号が変わった」という電話は詐欺です。
- ・ A T Mで医療費が戻るとは絶対にありません。
- ・ うまい話にはウラがあります。もうけ話に要注意。
- ・ お金を要求する怪しい電話やメールが来たら、必ず家族か警察に相談しましょう。

● 灯油盗難の被害防止

- ・ ホームタンクには盗難防止器具を取り付けましょう。
- ・ ポリタンクは施錠設備のある場所に保管し、確実な施錠をしましょう。

● スリップ等による交通事故の防止

- ・ スリップ事故の原因となる急発進、急ブレーキなど、急のつく運転は危険です。
- ・ 時間に余裕をもって、スピードダウンと車間距離の保持に努めましょう。



2. 降雪期の事故防止

～ 雪下ろし 始める前に 安全確認 ～

例年、屋根の雪下ろし作業中の転落や屋根からの落氷事故が発生したり、暴風雪により尊い命を落とす被害も発生していますので、次のことに注意しましょう。

● 雪下ろしは複数で行いましょう

ハシゴや屋根から転落する事故が発生しています。ハシゴを支えたり通行人の安全確認や万一の際に備え、雪下ろしは複数で行いましょう。

やむを得ず一人で行う場合は、家族や近所の人に声をかけて行きましょう。

● 転落防止用ロープ等を装着しましょう

雪とともに転落する事故が発生していますから、転落防止用のロープを確実に装着しましょう。

● 除雪機による除雪は安全を確かめながら行きましょう

除雪機に巻き込まれたり下敷きになるなどの事故が発生していますから、服装と周囲の安全を確認し、作業の中断や除雪機から離れるときはエンジンを止めましょう。

● 気象情報に注意しましょう

暴風雪や大雪警報が発表されたときは、不要・不急な外出は控え、やむを得ず車で外出するときは、道路状況に応じた無理のない運転に心がけましょう。

天候が急変し車が立ち往生する可能性もありますので、車に防寒着、長靴、手袋、スコップ、牽引ロープを用意しておきましょう。



3. 酒運転の根絶

～ 許しません 飲酒運転 許す人～

(1) 飲酒運転の根絶！

飲酒して運転すると、罪のない第三者を巻き込む重大事故を引き起こす危険性が高まります。「ちょっとしか飲んでいないから」、「すぐ近くだから」と安易に飲酒運転すると、一生後悔することとなります。

(2) 飲酒運転は、本人の他その周辺者も処罰の対象！

飲酒運転は、重い処罰に加え、重大事故を起こせば、社会的制裁や多大な賠償を求められます。また、飲酒運転を容認・助長する、車両提供、酒類提供、同乗した周辺者も処罰の対象となります。

- 「自分は大丈夫」という思いこみをしていませんか？
- 職場での「見て見ぬふり」の雰囲気はありませんか？

(3) 二日酔いも「飲酒運転」です！

前夜の酒が抜けず、「二日酔い」で車を運転し事故を起こす例が後を絶ちません。翌日、車の運転予定がある場合は、

- 前夜、深酒をしない
- アルコールが残っている自覚があるときは、絶対にハンドルを握らない

(4) 「ハンドルキーパー運動」にご協力ください！

ハンドルキーパーとは？

自動車で仲間と飲酒店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。



4. 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における諸対策の推進

～ 拉致被害者事案をはじめとする北朝鮮当局による 人権侵害問題への関心を高めましょう～

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です！

拉致容疑事案をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心を高めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮による事件侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

**拉致容疑事案をはじめとする
北朝鮮当局による
人権侵害問題への関心を高めましょう！**

稚内警察署 ☎0162-24-0110

●困りごと、相談、要望・苦情等は

警察相談電話

#9110または ☎0166-34-9110



平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が 拡大されます

事業所得、不動産所得等を有する方に対する記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎対象となる方

事業所得（農・漁業・商店等）、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳、帳簿等の保存制度の対象となります。

◎記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳・帳簿等の保存制度の詳細に関するご案内

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。また、稚内税務署までお電話でお問い合わせください。

稚内税務署 稚内市末広5丁目6番1号 ☎0162-33-1155

お電話でお問い合わせの場合は、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

2014年版 「島自慢カレンダー」ができました!



「地域みんなで利尻自慢!」をテーマに、島内及び利尻島に縁のある方に「利尻のここが好き!」「ここが自慢!」そういった、とっておきの風景で2014年版の「島自慢カレンダー」を作りましょうと写真を募集したところ106点の応募があり、その中から12点の月を代表する自慢の風景でカレンダーを作ることが出来ました。

利尻町内各家庭には「カレンダー1部」を配付し、全国の希望者の方には販売もしますので、自宅に飾るのはもちろん、利尻を遠くはなれて暮らす知人・友人に贈ってあげても喜ばれるのではないのでしょうか!!

これからも自慢の風景を撮影され、またこのような機会があれば是非ご応募ください。

「2014島自慢カレンダー」を販売します!

ご希望の方には、完成した「島自慢カレンダー」を販売いたしますので、下記の点にご留意されて、お問い合わせ、お申し込みください。

役場窓口等での受取 1部 350円
 郵送等による受取 1部 500円 (350円+送料150円)
 (1部追加ごと5部まで350円を追加)

※例1: 5冊購入 350円×5冊+送料150円=1,900円

例2: 6冊購入 350円×6冊+送料300円=2,400円

詳細については、利尻町役場総務課企画振興係までお問合せ下さい。

電話: 0163-84-2345(代) Eメール: kikaku@town.rishiri.hokkaido.jp

※部数に限りがありますので、無くなり次第終了とさせていただきます。



継続は力なり!
今からはじめる

「からだ元気大作戦」 かかと文字体操

「つまずかなくなった!」
「ひざ痛がなくなった!」

みなさんは、かかと文字体操を知っていますか?

読んで字のごとく、かかとで文字を書く体操です。これは、転倒予防にとっても効果のある運動です。とても簡単な運動ですが、足と腰まわりに力がつきます。

毎日、無理のない範囲で、やってみましょう!



いすに浅く
腰かけます。

不安な人は、座面に
手を添えましょう。



かかとで
文字を
かきます。

〈注意点〉

- ◎筋肉の元となる肉や魚、卵や豆製品などは、なるべく食べるようにしましょう。(医師から食事制限の指示がある方は除く)
- ◎1日やってみて筋肉痛が出た場合、3日ほど休みましょう。



引用文献:「かかと文字でひざ痛腰痛が消えた」内科医 矢地 孝

問い合わせ先: 利尻町地域包括支援センター (一般電話 84-3300・知らせますケン 84-9020)

利尻町民文化展示会開催 (10月26日~27日 2日間)

利尻町民文化展示会が、小・中学校の書道・美術展と合せて開催されました。数多くの作品展示と体験コーナーがあり、多くの来場者が楽しんでいました。



子ども文化の集い・町民芸能祭開催 (11月2日)

午前中「子ども文化の集い」、午後から「町民芸能祭」が開催されました。

子ども文化の集いでは、町内の小中学校による合唱や遊戯など、町民芸能祭では舞踊や詩吟、遊戯など、イベントテーマである「利尻に心豊かな文化」を体感する1日となりました。



利尻町文化協会創立40周年記念式典・祝賀会 利尻町文化協会文化賞贈呈式 (11月17日)

利尻町文化協会の創立40周年を祝い、来賓・関係者により記念式典・祝賀会が開催されました。また、平成25年度利尻町文化協会文化賞の贈呈式も行なわれ、張間敏一氏、中川原眞知子氏に贈呈されました。





利尻ひなげしCUP

11月16日

利尻町メディカル ミュージアム

11月21日



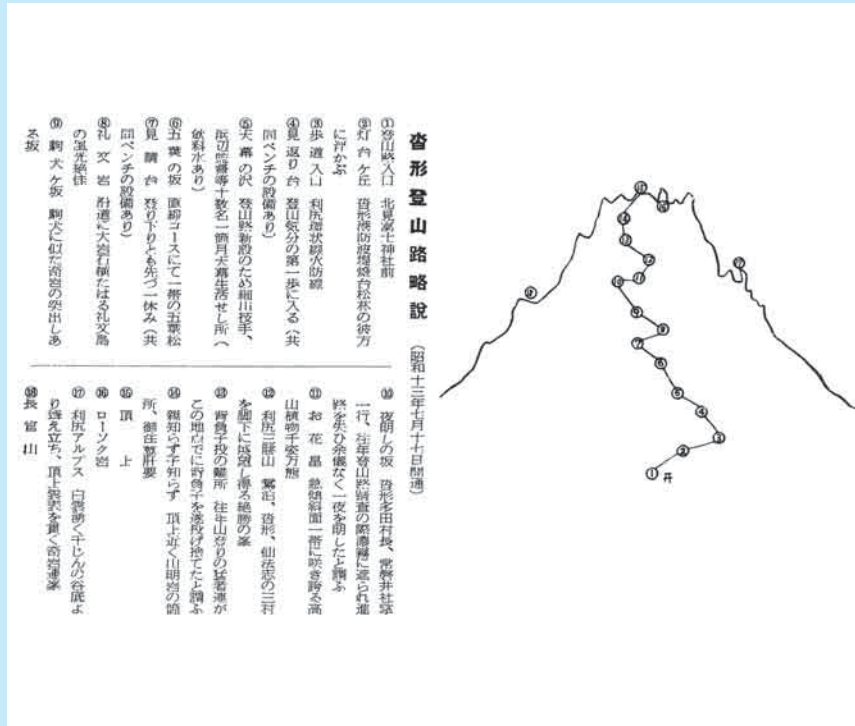
平成25年度 利礼3町児童交流会 (11月23日~24日)

利礼3町の次世代を担う児童が交歓・交流の体験を通して、新たな発見と感動に出会い、相互理解と友情を育むなかで視野を広げ、地域子ども会のリーダーに成長し、利礼3町の様々な分野での将来の担い手となる期待を込めて児童交流会が実施されました。



博物館発行情報

● 杓形登山路略説



杓形登山路略説 (昭和十三年七月七日開通)

- ① 登山入口 北富士神社前
- ② 灯台ヶ丘 自然防壁登り松林の彼方に有る
- ③ 歩道入口 利尻状防壁
- ④ 見送り台 登山気分の第一歩に入る公共同ベンチの設備あり
- ⑤ 天幕の沢 登山初期のたふし補給の手、取付設備等十数名一泊月天幕生活せし所(飲料水あり)
- ⑥ 五葉の坂 直駒コースにて二標の五葉松
- ⑦ 見聞台 登り下り先づ一休み共同ベンチの設備あり
- ⑧ 礼文岩 耐通の大岩行極たる礼文岩の遺跡
- ⑨ 利尻アルプス 白雲湖をトレが谷底より登る、車上投を置く、高層地
- ⑩ 長官山
- ⑪ 夜明の坂 杓形花田村長 常磐井社一行、往杓形山頂直下の防壁を越り進路を失く余儀なく夜明したる所
- ⑫ お花屋 総領館一面一町寄り高
- ⑬ 山頂物本方
- ⑭ 利尻・利尻山 聖母、仙居の二村本館上坂路、極る絶景の家
- ⑮ 背負子投の難所 往年山登りの猛者がこの地にて背負子を捨て捨てた所、御往肝要
- ⑯ 頂上
- ⑰ ロック
- ⑱ 利尻アルプス 白雲湖をトレが谷底より登る、車上投を置く、高層地
- ⑳ 長官山

『杓形町勢要覧 昭和二十八年版』(杓形町 昭和二十八年九月一日)に「杓形登山路略説」が書かれている。

開通は昭和十三年(一九三八年)七月十七日。登山路入口は北見富士神社。次に杓形港防波堤燈台松林の彼方に浮かぶ灯台ヶ丘。そ

こから歩道入口で登山気分
の第一歩に入る見送り台、
登山路新設のため細川技手、
浜辺監督等十数名が一ヶ月
天幕生活した天幕の沢、直
線コースにて一帯の五葉松
が茂る五葉の坂を経て登り
下りとも先づ一休みの見晴
台に至る。さらに登ると沿
道に大岩石横たわる礼文島
の風光絶景の礼文岩、駒犬
に似た奇岩が突出した坂の
駒犬ヶ坂、杓形多田村長、
常磐井社掌一行が往年登山
路踏査の際に濃霧に遮られ
進路を失く余儀なく一夜を
明かしたという夜明かしの
坂、急斜面一帯に咲き誇る
高山植物千姿万態のお花島、
鴛泊・杓形・仙法志の三村
を脚下に展望し得る絶景の
峰の利尻三眺山、往年山登
りの猛者連がこの地点で背
負子を遂投げ捨てたという
背負子投げの難所、頂上近
く山明岩の箇所、注意肝要
な親知らず子知らずを通っ
て頂上に着く。要所名称は
登山路開通時からか。登山
路調査が続く。

第13回 花つくりコンテスト 花つくり名人!



最優秀賞 本庫屋書店 さん

～みどりと花いっぱい運動～ 利尻町みどり豊かなまちづくり推進委員会事業

当推進委員会による「花つくりコンテスト」も今年で13回目を迎えました。今回は、最優秀賞に1作品、優秀賞に2作品、特別賞に1作品と、全部で4作品が入賞しましたので、その結果をお知らせします。

今後とも、楽しく住みよいまちづくりを推進するため、「みどりと花いっぱい運動」に対して、町民皆様のご協力をお願いします。



優秀賞 喫茶ヴィガ さん



優秀賞 中島 義美 さん



特別賞 宮下 昭一 さん

わが家の愛どる



あい

りしりんが
わが家の愛どるを
紹介するよ♪

今回は沓形保育所ちゅりっぷぐみと
仙法志保育所たんぽぽぐみの
2人のお友達を紹介するよ!

ゆ さき
塚本優咲ちゃん
(4さい)



父：雅幸 母：紀子

【お母さんから】

お外ではちょっと照れ屋さんな優咲の
歌や踊りが大好きで、この頃はピア
ノも上手に吹けるようになりました。
お手伝いも色々してくれます。いつも
ありがとう！

島山すずちゃん
(4さい)



父：裕一 母：綾香

【お母さんから】

すずがいると家の中がとっても賑やか
になります。
これからもお姉ちゃんと弟と仲良くし
てね。
いつまでも“おもしろすっちゃん”で
いてください!!

トピックス

利尻町緊急防災・減災事業整備に係る 正副自治会長会議を開催しました!

平成23年3月11日発生した、東日本大震災の脅威を眼の当たりにし、地震等による津波が発生した場合や津波の恐れがないことが確認されるまでの間の町民皆様の生命及び身体の安全を確保するため、当町の防災体制等の再点検を平成23年度から実施しており、今年度、各自治会毎での住民ワークショップの実施、津波ハザードマップの見直し、津波避難計画の策定、地域防災計画の見直しを行うため、10月22日、利尻町交流促進施設「どんと」において利尻町緊急防災・減災事業整備に係る正副自治会長会議を開催しました。

利尻町全地区の正副自治会長が出席され、熱心な協議が行われました。

【協議内容】

1. 利尻町緊急防災・減災事業整備方針について
2. 利尻町の緊急防災・減災事業の整備状況について
3. 地域毎の津波ハザードマップ及び津波避難計画作成に係る事前調査の実施について
4. 平成25年度防災訓練の実施について
5. 平成25年度北海道地域防災リーダー養成講習会及び平成25年度宗谷防災講座の実施について
6. 平成25年度市町村災害対応支援アドバイザー事業の実施について
7. 平成25年度災害伝承10年プロジェクト事業の実施について
8. 利尻町自主防災組織の推進について

平成25年度 利尻町防災訓練 (ヘリ移送訓練及び災害通信訓練)を実施しました!

利尻町災害対策本部主体によるヘリ移送訓練・災害通信訓練を10月30日実施しました。

津波被害により、蘭泊地区の道道が崩壊し、陸路による負傷者の搬送ができない想定で、北海道危機対策課防災航空室ヘリの協力により、ヘリ移送（仙法志杵形間）を行いました。

あわせて有事の際、一般電話、携帯電話が不通になったことを想定し、衛星携帯、簡易無線機を使用した災害通信訓練も行いました。



「利尻町防災講演会」を開催しました!

11月12日(火)、利尻町交流促進施設「どんと」大ホールにおいて、利尻町防災講演会を開催しました。

「地震と津波」～防災と減災のために～というテーマで稚内地方気象台 地震津波防災官 吉川章文氏をお招きし、地震と津波のメカニズムについて、CG動画や画像を用いてわかりやすい説明で学ぶことができました。



平成25年度 利尻町防災訓練 (住民自主避難訓練)を実施しました!

11月11日(月)、種富町地区及び久連地区を対象に住民自主避難訓練を実施しました。住民自主避難訓練実施終了後、各自治会館で町理事者、町防災担当者も出席し、住民意見交換会を実施しました。

災害時における応急対策を円滑に進めるため、平時における防災に関する知識及び技術の向上や

地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における迅速かつ適切な非常配備体制の確立を図ることを目的とし、今年度の訓練は、住民主体による住民自主避難訓練として実施しました。地区に潜在する様々な問題点を抽出し、今後、新たな避難道路、避難場所の設定を住民と共に行い、自助、共助、公助の役割の明確化を図りました。



「宗谷防災講座」を開催しました!

この講座は、自主防災組織等における「地域に根ざした身近な防災への取り組み」を強化するため、「防災リーダーなど減災活動のキーマンになりうる人材」の発掘を行い、「キーマンになりうる人」が実際に自主防災組織等においてリーダーとして活動できる知識を習得させることを目的とし、自然災害に対する正しい知識、防災・減災に関して家庭や地域で出来る備えや行動などを具体的な形で分かりやすく伝えるものです。

12月1日(日) 9:00から16:30まで、利尻町交流促進施設「どんと」において、離島で想定される津波の災害について学ぶ、「宗谷防災講座」を開催しました。

この講座は、多くが沿岸部で暮らしている利尻島の住民に津波への意識を高めてもらうおうと、利尻

町・利尻富士町・北海道宗谷総合振興局・稚内気象台・稚内開発建設部共催で初めて開いたものです。

講座の中では、平成5年の北海道南西沖地震で津波を受けた道南の奥尻島の被害を語り伝えるグループの木村孝義さんが講演し、「一人ひとりが防災への意識を高めることが災害の被害を小さくすることにつながります」と参加者に呼びかけました。

また参加者たちは、人工呼吸や、ダンボールを使って骨折した腕などを固定する応急処置の方法についても学びました。

1日の講座には、およそ45人の住民が参加し、参加者の意見として「利尻島はこれまでに大きな津波を経験したことがないですが、あるものだと思って今後行動したい」と話していました。



利尻の語り (246)

仙法志華道・ 生け花教室

語り 田原千恵子さん

花を生けて

私が富山から仙法志に戻って海産物仲買商をしていた親の手伝いをしていたなかで、華道・生け花教室があるという連絡があつて、仲良くしていた人たちと一緒にやってみようと思ひ申し込んだ。

生け花教室の先生は平元富美子さんと鬼脇の法華寺、日蓮宗の妙泰寺の住職の奥さんでした。生け花教室は仙法志神社の社務所で、毎月行われたと思うけど、夏から秋だったと思うの。平元富美子さんは最近になって未生流の華道だと聞きました。静かでおとなしくてニッコリ笑うやさしい方でした。私にとって華道・生け花は初めてだったので何をどう生けたのかはほとんど覚えていないけど、集まっ

たみんなまで話し合うことや、仙法志神社の行き帰りで水盤や剣山、花はさみなどを持って歩きながら話し合うことが楽しかったことだけが忘れないうで今になつても思ひ出すことがたくさんあるの。

生け花教室のために、仲の良い人たちと一緒に山に行つて木の枝や花を採りに行つたの。そのせいか、友達も一緒にウルシになつて、非常に困つたこともありました。

若い人たちのまごまり

仙法志村での華道・生け花教室は久連から御崎までの若い女の人たちが集まつていたけど、この教室は確か昭和二

四年だったと思うの。それは私が仙法志に戻ってきたのが昭和二年でそれからすぐに華道・生け花教室があつたのではなく、確か三年ほど経つ

てからだつたでしようか。この頃は、戦争が終わつて利尻島に戻つてきた人たち、春になると鯨場に働きに来る人たちで仙法志が賑やかだったこと、新しい社会づくりに向かつて食べるものが少なくても、特に若い男の人たちは、青年団相撲大会や仙法志神社の祭典で樽御輿などをみんなで担ぐことから、集落ごとに非常にまごまりつていたの。年末になると仙法志本町にあつた栄喜座で集落ごとの出し物で演芸会。

女性だけで何かをするということはほとんどなかったけど、樽御輿を担ぐ男の人たちの化粧や相撲大会の応援、演芸会では舞踊など、とにかく何かがあると若い人たちがみなで一致団結してまごまりつていたんだと思ひ出すことが今になつても思ひ出すことがあるんです。

今は、仙法志神社の祭りでもかつてほどの賑わいはないけど、人口が少なくなつても今は今なりに出来ることで頑張っているんだと思ひます。

仙法志の年中行事がすべてとはいかないだろうけど、何とか続けて少しでも残していって欲しいです。

語り 田原千恵子さん 昭和五年二月二三日、仙法志字本町に生まれる。仙法志字御崎在住。採訪 平成二五年一月一日



仙法志華道・生け花教室展示会 仙法志小学校体育館 昭和24年頃
前列右から五人目が平元富美子さん、後列右から三人目が田原千恵子さん

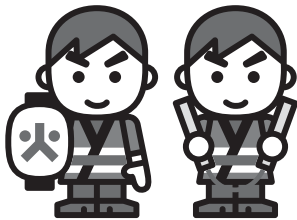
「消すまでは 心の警報 ONのまま」

歳末特別火災警戒を実施します!

実施期間 12月24日から30日の7日間

今年も残すところわずかとなり、なにかと慌ただしい時期となりました。例年通り消防署では、歳末特別火災警戒を実施します。

新しい年を穏やかに迎えるため、もう一度「我が家の火の用心」を心がけて下さい。火を使った後や、お出かけ前、お休み前にはもう一度火の元を確かめましょう。



- ・寝タバコは絶対にしない。
- ・ストーブの近くに燃えやすい物を置かない。
- ・小さい子供をストーブの周りで遊ばせない。
- ・ガスコンロのそばを離れる時は必ず火を消す。
- ・電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ・逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。



10/15



《秋の火災予防運動に伴う 防火車両パレード》



防火

10/16



《婦人防火クラブ 防火教室》

10/17



《利尻高校 インターンシップ》

ルポ



11/14



《鴛泊中学校 インターンシップ》



出動件数 火災2件 救急144件 (平成25年11月30日現在)



平成26年 利尻町成人式のお知らせ

日時 平成26年1月3日(金) 午後2時
会場 利尻町交流促進施設 どんと

平成26年の成人式該当者は、平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方が対象となります。

該当者には事前にお知らせをしておりますが、通知が届かなかった方や転出された方で出席を希望される方は、教育委員会社会教育係(☎84-2445)までご連絡ください。



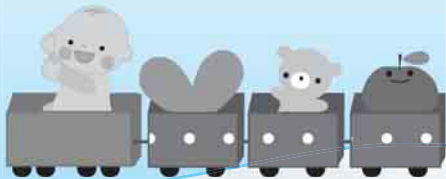
ぴいぷる

(戸籍の動き) 2013.11月末現在

はじめまして! ベイビー おめでとう
ございます!

10月23日 日出町 平口山朝陽くん(父:立治)

11月20日 御崎 井田 湊くん(父:慎太郎)



はっぴい・うえでいんぐ おめでとう
ございます!

10月2日 神居  小坂 善一 さん
塚田 麻由 さん

10月7日 元村  星田 友樹 さん
岸田 千嘉 さん

おくやみもうしあげます

11月14日 富士見町 山本 ふさ さん(76歳)
11月17日 政 泊 池端 キヨ さん(105歳)
11月27日 政 泊 谷永 トメ さん(103歳)

● ご厚情に感謝申し上げます ●

この度、次の方々から愛情銀行に金一封が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 札幌市白石区 水橋ゆかり様から、
父 濱口 清様の香典返しを廃して
- 杓形字富士見町 山本 武様から、
妻 山本ふさ様の香典返しを廃して
- 仙法志字本町 池端重一様から、
母 池端キヨ様の香典返しを廃して

【利尻町社会福祉協議会】

● よせられた善意 ●

【指定寄附】

- ◆仙法志字本町
池端重一様より
一金 100,000円
(特別養護老人ホーム備品購入資金)

ご厚志に対し厚くお礼申し上げます



発行:利尻町役場 編集:総務課防災広報係 印刷:(株)国境
TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553
利尻町公式ホームページ <http://town.rishiri.jp/>
Eメール bousaikouhou@town.rishiri.hokkaido.jp
(広報リシリに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)



【まちの人口】 2,292人 世帯数 1,165世帯 男 1,110人 女 1,182人 (平成25年11月末現在)